

地域密着型サービス事業者公募要領

○地域密着型介護老人福祉施設

令和2年度再募集

令和2年7月

米子市

6 8 3 - 8 6 8 6

米子市加茂町一丁目1番地

米子市福祉保健部長寿社会課

電 話 0 8 5 9 - 2 3 - 5 1 0 4

F A X 0 8 5 9 - 2 3 - 5 0 1 2

1 募集概要

(1) 趣旨

米子市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域バランスに配慮しながら、よりよいサービス提供ができる事業者を選定するため、指定申請に先立って指定予定事業者の公募を実施します。

(2) サービス種別、整備数及び対象日常生活圏域

サービス種別	整備数	日常生活圏域
地域密着型介護老人福祉施設	1事業所 (29床)	市内全域 (圏域指定はしません)

※本市では、中学校区を日常生活圏域の単位として設定しています。

※5ページ(3)その他注意事項もご覧ください。

※1つの法人が地域密着型介護老人福祉施設と他の地域密着型サービスを応募することは可能ですが、審査はそれぞれで行いますので事業計画及び応募書類の提出は分けて行ってください。

※併設事業は任意ですが、別途協議が必要となります。事業計画書等の提出は不要ですが図面等で併設事業所の状況が分かるようにしてください。なお、選定後の事業計画の変更による併設事業は認められませんのでご留意ください。

(3) 開設時期

令和4年4月1日までに介護保険法に基づく事業所指定を受け、事業所を開設すること。

※3ページ3(3)を参照。

(4) 提出物

別添様式集の「提出書類一覧表」のとおり、提出期限までに正本1部、副本(コピー可)10部を提出してください。

○各書類は番号順に仕切紙で分けて、A4フラットファイルに綴じること。

(仕切紙には書類番号を明記したインデックス見出しを付けること)

○提出書類は、A4判とする(両面印刷、両面コピーは可)。ただし、設計図等の図面類はA3判をA4折(青焼不可)とする。

○A4判より小さい証明書等はA4判白紙に貼り付けること。

○表紙、背表紙に、事業所名、法人名を記載すること。

○提出書類は、通しのページ番号を付けること。(仕切紙や白紙面等はページ数に含めない)

○様式にある枠については、必要に応じて拡大、縮小は可とする。

(5) 提出先

米子市福祉保健部長寿社会課介護給付担当

(米子市加茂町一丁目1番地 電話(0859)23-5104)

※電話で日時を予約したうえで持参すること(郵送不可)

※開設を希望する法人が来庁し提出すること。

(6) 募集受付期間

令和2年9月18日(金)～令和2年10月2日(金)

※土、日を除く。午前9時～午後5時

2 応募要件

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人。
- 書類の提出及びプレゼンテーションは、事業を行う法人が行うこと。
- 上記を満たしていないと認められる場合及び提出書類に不備・不足があった場合は、審査を行いません。
- また、以下の項目については1項目でも欠けている場合は事前の書類審査又は選定時に失格となりますので、よく確認してください。

1	応募書類提出時に法人であること。また、介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定）及び第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービスの指定）に該当しないこと
2	事業所の設置場所は、米子市が指定した日常生活圏域とすること
3	「米子市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を遵守すること
4	土地・建物とも都市計画法、農振除外、消防法等の許認可等が得られる見通しであること
5	土地・建物は自己所有又は権利関係図書等で確実に確保できることが確認できること
6	土地は、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと
7	事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、 <u>年間事業費（人件費及び経費（直接介護費・一般管理費））の12分の3以上に相当する額を確保</u> できていること
8	資金計画及び収支計画が適正であり、 <u>過去3年間の貸借対照表</u> または、これに準ずる書類において、 <u>債務超過になっていないこと</u> 、ただし特別な事情がある場合は除く
9	過去の法人監査において重大な指摘を受けていないこと（社会福祉法人に限る）
10	現に <u>介護保険サービス事業を3ヶ年以上運営</u> していること
11	米子市が定めた期間内に事業を開始できること
12	事業者が、市税を滞納していないこと
13	米子市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第21号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、又は第2号に規定する暴力団員に該当しないこと

3 指定予定事業者の選定について

(1) 選定スケジュール（審査及び選定結果通知の時期については、変動する可能性があります。）

令和2年9月18日	申込受付開始
令和2年10月2日	申込受付締切り
令和2年10月中 (予定)	米子市地域密着型サービス運営委員会において審査（プレゼンテーションを含む）
令和2年11月（予定）	決定及び選定結果通知

(2) 選定基準について

選定における評価は、「米子市地域密着型サービス事業者選定基準」のとおりであり、基準の別紙1「1 必須項目」を必須条件とし、「2 評価項目」について採点します。この選定基準を踏まえ、米子市地域密着型サービス選定委員会において審査（プレゼンテーションを含む）します。

評価は、各応募事業者が提出した申請書や図面等をもとに行いますので、分かりやすく正確に申請書等を記載してください。記載されていない事項がある場合は、その事項は評価されない場合がありますので注意してください。

なお、審査等の結果、選定事業者を「無し」、とする場合もあります。

(3) 選定後の事業所指定について

指定予定事業者として選定された事業者は、速やかに施設の準備（新築・改修等）を進め、人員配置等の準備を完了したうえで、指定申請を行ってください。

応募時の提出書類にある工程表などおり、各種手続き、建築工事等が行われているかどうか確認するため、進捗状況を報告していただきます。

また、事業計画に変更が生じる場合は、事前に長寿社会課と協議してください。ただし、選定基準に関わる事項の変更については、原則認められません。

なお、指定申請内容審査の結果、指定基準等を満たしていない場合や、指定申請書の各事項が公募申請書等を下回る場合は、指定しない場合があります。

評価項目及び評価の目安は別紙のとおりです。

4 事業所開設に伴う補助金

整備費については、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金を活用した補助事業（以下「補助金」という。）による事業者への支援を行う予定です。また、当該補助金は、米子市及び鳥取県の予算が成立した場合にのみ適用されます。

なお、補助金は、補助金の申請を希望される事業者から本市の指示する日までに申請され、県から交付決定を受けた場合に事業化されます。場合によっては、補助金が受けられない場合があることを予めご了解のうえ、応募書類を提出してください。（資金計画等、応募書類には記載しないでください。）

また、事業計画の中で補助対象とした事業や購入資産については、後年度に渡って法律による財産処分の制限期間があります。 補助対象事業として承認された事業の廃止はもとより、補助対象とした購入資産の処分（譲渡や廃棄）、承認された事業以外への転用、担保提供する場合に、財産処分制限期間内に財産処分が行われた場合には、「認定や交付決定の取り消し」となり、補助額全額の返還となることがありますのでご注意ください。

(1) 施設整備補助金

サービス種別	補助金額
地域密着型介護老人福祉施設	1床あたり 4,480千円

事業所の整備に係る経費(工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事請負費は県内事業者が施工を行ったもの、委託費は県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市長が認めた場合については、この限りでない。))

(2) 開設等準備支援補助金

サービス種別	補助金額
地域密着型介護老人福祉施設	定員1人あたり 839千円

事業所の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費（県内事業者が施工を行った工事に係るものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難であると市長が認めた場合にあっては、この限りでない。）を含む。）、報酬（6か月間を上限とする。）、給料（6か月間を上限とする。）、職員手当等（6か月間を上限とする。）、共済費（6か月間を上限とする。）、賃金（6か月間を上限とする。）、旅費、役務費並びに委託料（県内事業者が処理した委託業務に係るものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難であると市長が認めた場合にあっては、この限りでない。）

（※人件費については、開所のために必要なものであることの確認書類等を提出していただく場合があります。）

また、米子市契約規則（平成17年3月31日規則第43号）に準じて、随意契約を超える金額については、一般競争入札または、指名競争入札（5社以上）のいずれかにより執行してください。

（3）施行事業者選定方法

米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）に準じて、一般競争入札又は指名競争入札（5社以上）のいずれかにより執行してください。

（4）交付条件

整備補助金の交付を受ける場合は、工事の完了期限がありますので事前に協議願います。

注)米子市が実施する完了検査に合格したときが工事の完了となりますので、ご承知ください。

5 注意事項等

（1）選定の結果

申し込みのあった全ての事業者に令和2年11月中（予定）に選定結果を通知するとともに、選定事業者を米子市ホームページにて公表します。

選定結果は最終的なものを公表します。途中経過は公表しません。

（2）選定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すことがあります。

①設置予定者が申し込み時に提出した資料、プレゼンテーション結果等について、その内容に虚偽又は事実と著しい相違があると認められたとき

②施設設置予定地に変更が生じたとき

③事業主体となる法人に変更が生じたとき

④定員数の変更が生じたとき

⑤施設平面図に重大な変更が生じたとき

⑥米子市が定めた期間内に事業を開始することが正当な理由なく明らかに困難と認められるとき

⑦設置予定者が建設用地の確保又は建設に必要な資金の調達が明らかに困難と認められるとき

（3）その他注意事項

○応募に伴い、応募者はこの要領に記載する一切の事項を承諾したものとみなします。

○申込書類について、受付期間経過後の資料の追加提出、差し替え等はお受けできません。

○事業者の選定等にあたって米子市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。

○介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行ってください。

- 提出された申込書類は返却しません。（今回の選定以外には使用しません）
- 申込書作成、市場調査等に伴う諸費用は、全額応募事業者負担となります。
- 指定予定事業者として選定された事業者は、指定が確定されたものではありません。基準条例等に該当しない場合は、指定を行いません。
- 選定状況に関して、照会等は一切応じられません。応募事業者やその関係者から照会等があつた場合、その態様によっては選定対象から除外することがあります。

(4) 問い合わせについて

問い合わせについては、法人の代表者、または計画の内容について熟知している法人内の方が行ってください。

- 選定基準、公募全般に係る質問の取り扱いについては、次のとおりとします。

①質問受付期間

令和2年9月7日（月）～令和2年9月25日（金）

（土、日、祝日を除く。午前9時～午後5時）

②受付方法

「公募に関する質問書」に簡潔に記載し、FAX、E-Mail 又は持参で、下記の問い合わせ先まで提出してください。ただし、FAX 又は E-Mail の場合は、必ず着信の確認をしてください。

③回答方法

質問者にFAX 又は E-Mail で回答します。

問い合わせ先

米子市福祉保健部長寿社会課介護給付担当
米子市加茂町一丁目1番地
電話 (0859) 23-5104
FAX (0859) 23-5012
E-Mail : cho.ju@city.yonago.lg.jp

関係法令等

事業を計画するにあたっては、関係法令等を必ず入手し、内容を十分確認してください。

- ・介護保険法
- ・介護保険法施行規則
- ・米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・米子市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第128号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日 老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号）
- ・厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成12年厚生省告示第23号）
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）
- ・厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）
- ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）
- ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付要綱
- ・米子市補助金等交付規則
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）